

提出日： 2025 年 5 月 21 日

研究促進期間制度 研究実績報告書

所属学部・研究科	身分	氏名
法学部	教授	猪股 孝史

研究期間	以下1～4より、取得した研究機関を選択し、該当番号を右欄にご記入ください。	
	1. 2024年4月 1日 ～ 2025年3月31日	1
	2. 2024年9月 1日 ～ 2025年8月31日	
	3. 2024年4月 1日 ～ 2024年9月20日	
	4. 2024年9月21日 ～ 2025年3月31日	
活動報告	研究期間中に実施した研究活動を具体的にご記入ください。 海外活動補助費を受給した方は、海外活動の内容が分かるようにご記入ください。	
	研究活動は、個人研究室での内外図書・文献の調査研究を基本とした。内外図書・文献のうち、図書館で参照できないもので必要な内外の図書については発注・購入するなどして、仲裁における手続保障、ないし due process のあり方とのかかわりで、範囲を限定しすぎることなく、広く内外の図書・文献等を収集し、調査研究を行なった。	
得られた研究成果について	上記の研究活動の結果、得られた研究成果についてご記入ください。	
	研究活動の結果、得られた研究成果の一部として、「仲裁における <i>iura novit arbiter</i> – 仲裁手続における due process の一局面」と題する論稿を「比較法雑誌」に寄稿した（比較法雑誌 59 巻 2 号・3 号に分割掲載される予定とのことである）。この論稿は、仲裁手続において due process が要請される一つの局面の問題として、 <i>iura novit arbiter</i> （仲裁人は法を知る）の原則について、東京高裁平成 30 年決定を素材とし、民事訴訟における <i>iura novit curia</i> （裁判所は法を知る）の原則と対照させ、また、比較法的観点を踏まえつつ、検討したものである。	
今後の計画について	得られた成果を踏まえ、今後どのように研究を発展させる計画か、ご記入ください。	
	due process は相当に広く深い研究テーマであることが改めて認識されたところ、判例研究等については時間不足もあって必ずしも十分でないところもあるので、得られた研究成果を踏まえ、今後、研究を発展させる計画としては、理論的分析についてさらに深めていくとともに、事例研究にも取り組んでいくこととしたい。	